

# 高齢者の消費者被害

予防のための

## 学習会をしませんか？

### 弁護士が無料で出前講座を行います。

～平成27年3月まで期間限定～

#### ◆高齢者の消費者被害が増加しています！

近年、高齢者が消費者被害に遭う例が後を絶ちません。訪問販売、電話勧誘販売、投資や出資を勧誘する利殖商法、インターネット通販等々…販売方法や手口は様々です。悪質業者は、高齢者の財産を狙っています。



#### ◆正しい知識を身につけて、被害を予防することが重要です！

一旦、消費者被害に遭ってしまうと、その被害回復は容易ではありません。正しい知識を身につけ、被害を予防することが重要です。

弁護士が、社会福祉協議会や有料老人ホーム等の施設に伺い、高齢者又は施設の職員の方に、高齢者の消費者被害予防のための基礎的な法律知識をお話しさせていただきます（1時間程度）。

- 対象者：高齢者市民団体、高齢者施設職員等、高齢者に関する団体
- 対象地域：阪神地域、北摂地域
- 申込方法：下記フォームに必要事項をご記入の上、兵庫県弁護士会阪神支部までFAXにてお送り下さい。担当者より折り返しご連絡させていただきます。

兵庫県弁護士会 阪神支部宛 FAX：06-4869-7612

申込年月日 年 月 日

団体名（代表者名）	( )
連絡先（担当者名）	TEL ( )
備考	

■主催：兵庫県弁護士会阪神支部 ・ 兵庫県弁護士会伊丹支部

■お問い合わせ先：兵庫県弁護士会阪神支部

〒660-0052 尼崎市七松町1丁目2番1-501C フェスタ立花北館5階  
TEL. 06-4869-7611 FAX. 06-4869-7612